

○伊予市なかやまフラワーハウス条例

平成19年3月26日条例第5号

改正

平成22年12月24日条例第58号

令和元年7月11日条例第9号

伊予市なかやまフラワーハウス条例

伊予市なかやまフラワーハウス条例（平成17年伊予市条例第127号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 花きに関する栽培技術の実証的な試験研究、情報提供及び展示即売を行うとともに、市民及び都市住民に花きとのふれあいの場を提供するため、なかやまフラワーハウス（以下「フラワーハウス」という。）を設置する。

（位置）

第2条 フラワーハウスの位置は、伊予市中山町中山戌723番地とする。

（施設）

第3条 フラワーハウスに、次に掲げる施設（以下「施設」という。）を置く。

- （1） フラワーハウス実証園
- （2） 育成ハウス
- （3） 育苗ハウス
- （4） 管理研修棟

（管理）

第4条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとする。

（効率的運用）

第5条 指定管理者は、施設を常に良好な状態において管理し、その目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

（業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の運営及び維持管理に関する業務
- （2） 施設の利用許可に関する業務

- (3) 花きの実証的な栽培技術の試験研究及び情報提供並びに展示即売に関する業務
- (4) 地域間の交流促進に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に掲げる設置目的を達成するために必要な業務

(開館時間)

第7条 施設の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日（月曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日）
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで（前号に規定する休日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て休館日を変更することができる。

(利用の許可)

第9条 フラワーハウス実証園において展示品及び販売用花き（以下「展示品」という。）を観覧する者、又は施設及びこれに附属する設備を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者の指示した事項に留意し、常に善良な利用者としての注意をもって利用しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可条件に違反したとき。
- (4) 施設の秩序を乱し、又は乱すおそれのあるとき。

(5) 施設及びこれに附属する設備、又は展示品を滅失し、若しくは損傷するおそれのあるとき。

(6) その他施設の職員の指示に従わないとき。

(遵守事項)

第11条 指定管理者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設を第1条に掲げる設置目的外に利用させ、又はその権利を譲渡若しくは転貸しないこと。

(2) 施設の模様替えをし、又は増築しないこと。ただし、市長の承認を得たときはこの限りでない。

(利用料金)

第12条 利用者は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に定める金額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、施設の設置目的に従って利用する場合で、特に必要があると認めるときは、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、特別の理由があると認めるときは、規則で定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償等)

第15条 市長は、利用者が故意又は過失により、施設及びこれに附属する設備又は展示品を損傷し、若しくは滅失させたときは、原状回復又は損害賠償を命じることができる。

2 市長は、利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、前項の規定による賠償額の全部又は一部を免除することができる。

3 指定管理者は、利用許可の取消し等によって利用者が受けた損害については、その責めを負わない。

(指定管理者不在期間の読替え等)

第16条 第4条の規定にかかわらず、市長が伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年伊予市条例第197号）第10条の規定により指定管理者の指定を取り消し又は業務の停止を命じた場合その他指定管理者に管理を行わせることが困難となった場合は、当該停止の期間又は新たに指定管理者が指定されるまでの間（以下「指定管理者不在期間」という。）における第7条から第10条まで、第12条第1項、第13条から第15条まで及び別表の規定の適用については、「指定管理者」とあるのは「市長」とし、第7条ただし書及び第8条第2項中「必要と認めたときは、市長の承認を得て」とあるのは「必要と認めたときは、」と、第12条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表に定める施設の利用に係る料金（以下「使用料」という。）」と、第13条（見出しを含む。）、第14条（見出しを含む。）及び別表中「利用料金」とあるのは「使用料」とし、第4条から第6条まで、第11条並びに第12条第2項及び第3項の規定は適用しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(指定管理者不在期間の使用料)

2 市長は、指定管理者不在期間においては、指定管理者が不在となる直前の第12条第2項の承認に係る利用料金を使用料として、利用者から徴収することができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊予市なかやまフラワーハウス条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 改正前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月24日条例第58号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前までに、改正前の伊予市なかやまフラワーハウス条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日前までに、改正前の条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月11日条例第9号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(伊予市なかやまフラワーハウス条例の一部改正に伴う経過措置)

12 第10条の規定による改正後の伊予市なかやまフラワーハウス条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

1 フラワーハウス実証園等

施設名	利用料金（円）			
	2時間以内	4時間以内	6時間以内	8時間以内
フラワーハウス実証園	7,950	11,210	15,990	19,250
管理研修棟研修室	1,530	3,160	4,790	6,420

備考

1 営利目的で利用する場合は、次の算式に基づき算定した割増利用料金を徴収する。

割増利用料金＝利用料金×1.0

2 利用許可時間を超過した場合は、次の算式に基づき算定した超過利用料金を徴収する。ただし、超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。

超過利用料金＝（（利用料金＋割増利用料金）／利用許可時間）×1.3）×超過時間

3 割増利用料金又は超過利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切

り捨てるものとする。

2 育苗ハウス

施設名	利用料金（円）	
	1 か月	2 か月
育苗ハウス	15,990	25,670

備考

- 1 電気代及び灯油代は、利用者の実費負担とする。
- 2 利用期間が1か月に満たない場合は、その月の日数に応じて日額計算により計算する。ただし、計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 展示品等観覧

使用者	利用単位	利用料金（円）	
		個人	団体（10人以上）
一般	1人1回につき	800	480
生徒等	1人1回につき	480	160

備考

- 1 一般とは、生徒等及び小学校に就学するまでの者以外の者をいう。
- 2 生徒等とは、15歳未満の小学生及び中学生（特別支援学校の小学部若しくは中学部又はこれに準ずる者を含む。以下同じ。）とする。ただし、15歳以上の者であっても小学生又は中学生のものは、生徒等とみなす。
- 3 小学校に就学するまでの者の利用料金は、無料とする。